

令和8年度 産業廃棄物の資源化支援事業の運営に係る業務 (専門家派遣及び伴走支援) 提案募集要項

令和8年度 産業廃棄物の資源化支援事業の運営に係る業務（以下「本業務」という。）の委託について、公募型プロポーザル方式により受託候補者の選定を行うので、次のとおり提案を募集する。

1 委託業務の概要

- (1) 委託業務の名称
令和8年度 産業廃棄物の資源化支援事業の運営に係る業務（専門家派遣及び伴走支援）
- (2) 委託業務の内容
別添委託仕様書のとおり
- (3) 委託期間
契約締結の日から令和9年3月31日（水）まで
- (4) 委託金額の上限
金5,000千円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）

2 参加資格

次の①又は②のいずれかに該当する者とする。

- (1) 京都市競争入札参加有資格者名簿に登録されており、かつ公募開始日から選定結果の通知の日までの期間に、京都市競争入札等取扱要綱に基づく競争入札参加停止の措置を受けていない者。
- (2) 京都市競争入札参加有資格者名簿に登録されていない者については、次に掲げる要件の全てを満たす者。
 - ア 契約を締結する能力を有しない者又は破産者で復権を得ない者でないこと
 - イ 地方自治法施行令第167条の4第2項各号のいずれかに該当し、3年を経過しない者及びその者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者でないこと
 - ウ 引き続き2年以上、当該営業を営んでいること
 - エ 法人税又は所得税及び消費税の未納がないこと
 - オ 京都市の市民税、固定資産税の未納がないこと
 - カ 京都市の水道料金及び下水道使用料の未納がないこと
 - キ 京都市暴力団排除条例第2条第4号に規定する暴力団員等又は同条第5号に規定する暴力団密接関係者でないこと

3 応募手続等

- (1) 提出書類
本プロポーザルへの参加を希望する者（以下「受託希望者」という。）は、

次の書類を提出すること。

- ア 参加申込書（第1号様式） 1部
- イ 提案書（第2号様式～第4号様式） 5部

次の事項について記載すること。

なお、正本1部、副本4部とし、(エ)の見積書については、正本に原本を、副本には写しを添付すること。

(ア) 業務実績

過去5年間において貴社で実施した、本業務と同種又は類似する業務の実績を記載すること。

(イ) 本業務の実施体制

本業務において配置する業務責任者、業務実施者の氏名、役職、経歴、保有資格、業務実績及び手持ち業務の状況について記載すること。業務実施者が複数いる場合には、主担当を定めるとともに、その複数名について経歴等を記載すること。

(ロ) 本業務に係る提案書

委託業務仕様書の内容を踏まえ、業務の目的の達成と質の向上に資する提案を、次の事項を軸にして、別途企画書（様式自由）を作成のうえ行うこと。体裁は、A4（日本工業規格）を用い、両面印刷で印字され、表紙や目次等を含め10ページ以内に収めること。

なお、提案に当たっては、「4 受託候補者の選定」の「評価項目」の記述も参考に作成すること。

（提案書記載内容）

以下の事項について、提案内容を分かりやすく文書にまとめること。

- 国の第五次循環型社会形成推進基本計画で示されている「サーキュラーエコノミー（循環経済）」の発想を踏まえ、産業廃棄物の資源化に関する基本的な考え方や、地方自治体が地域の地場産業との関わりの中で果たすべき役割、地域の排出事業者の意識変容や意識向上を促す現実的な取組の方向性について、考え方を記載すること。
- 委託業務仕様書に記載の「委託業務の内容」について、以下の項目に対して具体的な提案内容を記載すること。

<産業廃棄物の資源化の可能性調査>

- ・ 排出事業者への訪問件数
- ・ 効果が期待できる調査内容、調査手法
- ・ 次の伴走支援や自立化を見据えた取組上の着眼点

<排出事業者へ渡す報告書（通知表）の作成>

- ・ 効果が期待できる報告書（通知表）の内容
- ・ 排出事業者への助言・提案の内容
- ・ 効果が期待できる助言・提案の手法

＜産業廃棄物の資源化に向けた伴走支援＞

- ・ 排出事業者へ実施する伴走支援の基本的な考え方、方針
- ・ 伴走支援として提案できる事例やその内容

（貴社が受託したら、どのような形で伴走支援したいか）

＜その他本事業を知ってもらうための広報媒体の有無（任意事項）＞

- ・ 自社で保有する広報媒体（HP等）があれば提案すること。
- ・ なければ提案なしでも差し支えない。

(エ) 受託見積金額

本業務の受託見積金額を記載すること。積算内訳を記載した見積書（様式自由）を添付すること。

ウ 参加資格を証明する書類（京都市競争入札参加有資格者名簿に登録されていない者のみ） 1部

- ・ 登記簿謄本（履歴事項全部証明）
- ・ 印鑑証明書
- ・ 納税証明書（国税等）
- ・ 納税証明書（京都市税）
- ・ 調査同意書（水道料金・下水道使用料）
- ・ 京都市暴力団排除条例に係る誓約書（第5号様式）

※1 上記証明書は申請日前3箇月以内に発行の原本に限る（写し不可）。

※2 京都市入札情報館に掲載中の詳細及び様式を必ず参照すること。

（各証明書）

<http://www2.city.kyoto.lg.jp/rizai/chodo/sanka/0704/sanka0704.htm>

（調査同意書）

<http://www2.city.kyoto.lg.jp/html/rizai/chodo/sanka/sanka.htm>

（誓約書）

<https://www.city.kyoto.lg.jp/bunshi/page/0000120713.html>

(2) 提出期限及び提出方法

対象	期限	方法
参加申込書（上記(1)ア)	令和8年4月30日（木） 正午	電子メール （※1）
提案書（上記(1)イ）	令和8年5月12日（火） 正午	郵送（※1）又は持参（※2）
参加資格を証明する書類（上記(1)ウ）		

※1 電子メール又は郵送の場合は、受信又は配達されたことを必ず電話で確認すること。また、持参する場合は、事前に電話連絡すること。

※2 午前8時45分から午後5時30分まで、月曜日から金曜日（祝日を除く。）の来課とする。

(3) 提案募集に関する質疑

ア 質疑の方法

本提案募集の内容について質疑がある場合は、令和8年4月22日（水）正午までに、電子メール又は持参により、当課に質疑書（様式自由）を提出すること。

なお、電子メールの場合は、受信を必ず電話で確認すること。持参する場合は事前に電話連絡すること。

※ 電話での質問には応じない。また、他の参加者に関する質問など本要項、仕様書に関する事項以外の問合せには応じない。

イ 質疑に対する回答

全ての質疑及び回答については、令和8年4月27日（月）までに本市の当該募集ホームページにて公表する。

なお、回答は本要項と一体のものとして、要項と同等の効力を有するものとする。

(4) 提出先

京都市環境政策局循環型社会推進部廃棄物指導課（担当：菅野、大野）

住所：〒604-8571

京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488番地

電話：(075) 222-3957

電子メールアドレス：hic@city.kyoto.lg.jp

4 受託候補者の選定

(1) 選定方法

以下の(3)に規定する受託候補者選定委員会において、提出された提案書を用いた提案者によるプレゼンテーションに基づき、(4)に掲げる評価項目について内容を審査及び評価し、その合計点が60点以上であり、かつ応募者の中で最も高い評価を得た事業者を受託候補者として選定する。

評価が同等の場合は、見積金額が最も低い事業者を選定する。見積金額も同額の場合は、くじ引きにより受託候補者を選定する。

また、受託希望者が1者であった場合については、採点結果の合計点が60点以上であり、かつ選定委員会において本業務の受託候補者として適切と判断された場合、受託候補者として決定する。

(2) 予備審査の実施

受託希望者が5者を超える場合には、受託候補者選定委員会における審査を円滑に行うため、選定委員会での審査に先立ち、予備審査を実施する。予備審査は、廃棄物指導課排出事業者指導係で行う。予備審査では、提案書等について書面により審査を行い、審査対象、審査基準等については、選定委員会の評価項目に準じて実施する。応募のあった提案書等について、順位をつけ、上位5者を選定委員会へ附議する。予備審査の結果は、選定委員会での審査へ影響を及ぼさないものとする。

(3) 受託候補者選定委員会

「廃棄物指導課におけるプロポーザルによる受託候補者の手続に関する要綱」に基づき設置する受託候補者選定委員会は、以下に掲げるものとする。

- ・ 循環型社会推進部廃棄物指導・生活環境担当部長
- ・ 環境企画部環境総務課企画調整・人材育成・監察担当課長
- ・ 循環型社会推進部廃棄物指導課長
- ・ 循環型社会推進部廃棄物指導課適正処理推進担当課長

(4) 評価項目

評価項目		評価事項	配点
業務実績	受託希望者の業務実績	同種・類似業務の実績を有しているか。	10点
	業務責任者及び業務実施者の業務実績	同種・類似業務の実績を有しているか。	10点
実施体制	人員配置	業務を的確、迅速かつ誠実に実施することのできる体制がとられているか。	10点
地域貢献等	本店等の所在地、社会課題への貢献	<ul style="list-style-type: none"> ・ 京都市の区域内に本店又は支店を有しているか。 ・ 社会課題に関する認証（環境マネジメントシステム等）を取得しているか。 	5点
業務提案	提案内容の優良性	事業の目的、趣旨を十分に理解しているか。	10点
		専門家派遣による排出事業者の調査について、件数、調査内容、調査手法に関し、効果が期待できるもの、専門的知識に基づくものになっているか。	10点
		専門家派遣による排出事業者への報告書（通知表）の内容、様式について、排出事業者の意識変容に繋がるもの、専門的知識に基づくものになっているか。	10点
		伴走支援の進め方について、具体性、実現可能性があるとともに、排出事業者の意識変容に繋がるもの、専門的知識に基づくものになっているか。	10点
		提案内容に独自の発想や工夫はあるか（産業廃棄物の資源化の具体策、意識変革の要素等）。	10点
		提案内容が理解しやすい資料となっているか。	10点
見積金額		{(受託希望者中の最低見積金額) / (受託希望者の見積金額)} × 5点	5点

(5) 選定結果の通知

選定結果は、審査後速やかに、全ての受託希望者に対し書面により通知する。

(6) 選定結果の公表

受託候補者の選定後、選定の結果、受託希望者及び評価点その他の受託候補者を選定した理由がわかる情報を、「3 応募手続等」の「(3) 提案募集に関する質疑」と同様に、本市のホームページにおいて公表する。

5 契約の締結

受託候補者の選定後、受託候補者の提案内容等を踏まえ、業務委託仕様書を再構成し、その内容について協議し、合意に達した後に、見積書に記載された金額（消費税及び地方消費税相当額を含む。）を契約金額として契約を締結する。

なお、合意に達しない場合は、次点の者と順次協議を行い、合意に達したときは、その者（ただし、本業務を適切に履行する能力を有すると認められる者に限る。）と契約を締結することとする。

6 注意事項等

(1) 参加資格について

申込日から選定結果の通知の日までに、本要項 2 に定める参加資格を欠くこととなった場合は、本公募への参加を取り消す。

(2) 提出書類について

ア 使用する言語及び通貨は、日本語及び日本円とする。

イ 提案に要する費用については、すべて受託希望者の負担とする。

ウ 提出書類は返却しない。

エ 提出期限以降における提出書類の差替え及び再提出は、明らかな誤字脱字等により本市の承諾を得た場合以外は認めない。

オ 提出書類については、受託希望者に無断で、本業務の受託候補者の選定に係る目的以外で使用しない。

カ 同一の受託希望者が、提出書類を複数提出することは認めない。

キ 参加申込書提出後、本公募への参加を辞退する場合は、辞退届（様式自由）を提出すること。

ク 次のいずれかに該当する場合は無効とする。

(7) 提出書類を本要項に定める提出期限、提出方法等によらずに提出した場合

(8) 提出書類に記載すべき事項の全部若しくは一部が記載されていない場合又は不備がある場合

(3) 失格事項について

次のいずれかに該当する場合は失格とする。この場合においては、その者の名を公表し、本市が今後実施するプロポーザル及び京都市競争入札等取

概要欄に規定する競争入札への参加を停止することがある。

ア 提出書類に虚偽の内容が含まれると認められる場合

イ 受託候補者の選定結果に影響を与えるような不誠実な行為を行った場合

7 スケジュール（予定）

令和8年4月15日（水）	公募開始
令和8年4月22日（水）正午	質疑書提出期限
令和8年4月27日（月）	質疑書への回答
令和8年4月30日（木）正午	参加申込書提出期限
令和8年5月12日（火）正午	提案書提出期限
令和8年5月中旬	審査（プレゼンテーション形式）
令和8年5月下旬	受託候補者の選定、決定通知